

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	管財課
委 託 業 務 名	庁舎エレベーター保守点検業務委託
委 託 業 務 場 所	大津市御陵町
概 要	庁舎本館、新館、第二別館に設置しているエレベーター（6 基）の保守点検
契 約 期 間	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 3 1 日まで
契 約 年 月 日	令和 6 年 3 月 2 5 日
契 約 金 額	1 7 , 0 2 8 , 0 0 0 円
契 約 の 相 手 方	〔所在地〕 草津市矢倉二丁目 4 番 2 3 号 〔名 称〕 三菱電機ビルソリューションズ株式会社関西支社
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	本契約は、庁舎エレベーターのフルメンテナンス契約であり、定期点検の他、故障対応・部品交換等を契約範囲としている。 故障等の不具合が生じた場合、本設備の製造業者である当該業者でしか、迅速な部品調達などの対応を行うことができないことから、本設備の製造業者である当該業者と随意契約を締結するもの。
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。